

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）
-------	--

《この届出書の提出が必要な方》

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営（贈与・相続）承継期間内にこれらの者がその有する非上場株式等に係る特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限り。））には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

《記載要領等》

1 この届出者は、次のとおり記載してください。

(1) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(2) 「7 非上場株式等の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が非上場株式等を贈与又は相続（遺贈）により取得した年月日を記載してください。

(3) 「8 贈与者・被相続人の住所・氏名」欄には、特例経営承継受贈者に係る贈与者又は特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）
記載要領等＞

2 「特例経営承継者」とは、

- (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- (3) 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

3 この届出書の添付書類は、『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）』の添付書類一覧』のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。